

事 務 連 絡

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

各 都 道 府 県
保健所設置市 衛生主管部（局）薬務主管課 御中
特 別 区

厚生労働省医薬食品局総務課

実務経験証明書に関するQ & Aについて

平素より厚生労働行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）の施行後の一般用医薬品販売制度については、平成22年2月9日付け及び平成22年7月1日付け厚生労働省医薬食品局総務課及び厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡「一般用医薬品販売制度に関するQ & Aについて」によりお知らせしたところですが、今般、薬事法の一部を改正する法律の一部の施行についての一部改正について（平成24年3月30日付け薬食発第0330第2号厚生労働省医薬食品局長通知）を発出したことに伴い、別添のとおり、登録販売者試験における実務経験証明書について、Q & Aを作成したので、業務の参考としていただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

山 梨 県
衛生薬務課
24.4.-2
衛薬第号

実務経験証明書に関するQ&A

問1 登録販売者試験の実務経験証明に用いる別紙様式1及び別紙様式2において、勤務簿の写し又はこれに準ずるものの提出が求められているが、「これに準ずるもの」とは何か。

(答) 労働基準法の規定により作成される賃金台帳、労働時間の記録に関する書類(出勤簿、タイムカード等)等、薬事に係る法令以外の法令の規定により、労働時間に関する記録が客観的に確認できるものを指す。

ただし、実務経験の証明者が個人事業主であって、各種法令の規定による記録の提出が困難である場合には、営業日報等をこれに準ずるものとして取り扱って差し支えない。